

代表会員選挙に関連する定款、細則の抜粋

【定款抜粋】

(社員・構成)

第 11 条 会員から選出される代表会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。代表会員は 45 名以上 50 名以内とし、細則で選挙区別の定数を定める。

2. 細則に定める代表会員選挙において、正会員、名誉会員及び特別会員は等しく代表会員を選挙する権利を有する。

3. 正会員、名誉会員及び特別会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。

4. 代表会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、代表会員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない（当該代表会員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。

5. 代表会員は、会員の資格を失ったとき、退任するものとする。代表会員はいつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、社員たる地位については 4 項ただし書きを準用する。

6. 代表会員の欠員は、代表会員選挙の際に決めた各地区別の次点者の中から該当地区の得票順に補充する。

7. 代表会員選挙の管理は、理事会から独立した別に定める選挙管理委員会が行う。

8. 正会員、名誉会員及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。本項において、閲覧並びに謄本又は抄本の交付を、閲覧等と呼ぶ。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

(9) 正会員、名誉会員及び特別会員は上記会員の権利のほか、社員総会に出席して意見を述べるることができる。

9. 総会は、すべての社員をもって構成する。
10. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
11. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし通常総会をもって定時社員総会とする。

【細則抜粋】

第3章 代表会員選挙

- 第10条 代表会員の選挙は、次の地区別により、その地区に属する正会員、名誉会員及び特別会員で行う。
- (1) 関東地区（東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨、新潟及び長野の各都県）
 - (2) 北海道地区（北海道）
 - (3) 東北地区（宮城、福島、岩手、青森、山形及び秋田の各県）
 - (4) 中部地区（三重、愛知、静岡、岐阜、福井、石川及び富山の各県）
 - (5) 近畿地区（京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀及び和歌山の各府県）
 - (6) 西日本地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県）
- 第11条 代表会員の地区別定数を次の通り定める。
- 関東地区 21人以内 北海道地区 2人以内 東北地区 2人以内
中部地区 8人以内 近畿地区 10人以内 西日本地区 7人以内
- 第12条 連続2期代表会員を経験した者は、連続して3期目も代表会員になることは出来ない。従って代表会員候補者からは除外される。期の途中で交代により代表会員に就任した場合も1期とする。
- 第13条 代表会員選挙に立候補する者は、選挙実施年度の12月末日において会員でなければならない。
- 2 代表会員選挙の通知は、選挙実施年度の12月末日の会員名簿に基づき発送する。
- 第14条 会長は代表会員選挙の期日前に次期の候補者氏名を会員に通知する。
- 第15条 正会員、名誉会員及び特別会員の中から、若干名を委員とする代表会員選挙管理委員会を設ける。
- 第16条 選挙管理委員会は、代表会員選挙の全般にわたる業務を行う。
- 第17条 代表会員の選挙に関する業務の細目は、別に定める代表会員選挙・運営内規による。